

# 仕 様 書

## 第1 業務名

波佐見町自家用電気工作物保安業務

## 第2 業務場所

波佐見町内

## 第3 対象施設

委託点検施設一覧のとおりとする。

## 第4 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。(3年間契約)

## 第5 委託内容

- 1 本業務は、電気事業法に基づく第1種、第2種又は第3種電気主任技術者の資格を有する電気保安管理技術者で監督官庁の認める法人等に所属している者で、電気保安管理業務を専業とし、電気工作物の工事、維持及び運用の保安監督を支障なく遂行できる力量、経験を有するものが行なわなければならない。  
なお、これらを証する免状等を当方から求められた場合、速やかに提出すること。
- 2 委託者は、委託設備を常に善良な状態に保つよう必要な点検、測定、試験等を講じなければならない。
- 3 電気工作物の維持及び運用が適正に行なわれるよう助言を行うこと。
- 4 点検回数は、委託点検施設一覧表のとおりとし、点検終了後、適法な報告書を作成し、本町の検収を受けなければならない。
- 5 委託期間中、委託設備に異常が発生した場合は、当方の連絡を受け、直ちに委託設備の施設に急行し、速やかな応急措置等を講じなければならない。
- 6 電気事業法施行規則第52条第2項に定める要件に適合すると共に保安管理業務を誠実に行わなければならない。また、保安管理業務に専念するため、主として保安管理業務を営んでいる者であること。

## 第6 対象経費

第5を達成するための必要な経費とし、点検等に係る機器費用、派遣費用等、一切の経費を入札額に含めること。

ただし、当方の責によるときはこの限りでない。

また、消費税は10%とする。

## 第7 入札等

上記期間(3年間)及び上記対象経費について、全体額を記載すること。また、第2に掲げる各施設の内訳書を必ず提出すること。(各年割としたとき、各施設が各年均等になるようにすること。)

## 第8 契約・支払方法

契約は、波佐見町長部局と波佐見町教育長部局の別葉とし、詳細については別途協議を行う。

また、請求書の発行は、施設毎、四半期に分けて行うこと。

なお、支払については、貴社の適法な請求書を受理後、30日以内に貴社指定の口座に振込を行う。

#### 第9 その他

- 1 主任技術者が不在する場合、代行者2名以上を確保し、所定の書類に記載のうえ届けること。  
なお、代行者は、上記第5の第1項を満たすものであること。
- 2 委託業務の内容並びに本町に関する知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 3 本仕様書に記載が無い事項については、必要に応じて協議の上定める。

## 委 託 施 設 一 覧 表

### 【町長部局】

施 設 名	内 容
波佐見町役場庁舎	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年 (県防災システム無停電装置点検含む)
波佐見町農村環境改善センター	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
陶芸の館	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
下水道中央浄化センター	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年 低圧回路及び機器絶縁業務(精密検査含む)
下水道中継ポンプ場	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年 低圧回路及び機器絶縁業務(精密検査含む)

### 【教育長部局】

施 設 名	内 容
鴻ノ巣公園照明施設	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
波佐見中学校	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
波佐見東小学校	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
波佐見中央小学校	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
波佐見南小学校	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
総合文化会館	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年
学校給食センター	通常点検 1回/月 定期点検 1回/年